

# 広域連携アグリビジネスモデル支援事業実施要綱

〔平成20年3月31日付け19経営第7733号〕  
〔農林水産事務次官依命通知〕  
最終改正 平成21年4月1日20経営第7308号

## 第1 趣 旨

我が国の農業を取り巻く状況は、消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれなくなっており、輸入農畜産物による代替が急速に進行している。

このような中で、国産農畜産物を確実に消費に結びつけるため、生産者側が加工・販売施設等を生産地域外の都道府県に整備して実需者と連携する取組や複数の都道府県にわたる生産者が連携して農畜産物の周年安定供給を図る取組等、生産者と実需者が広域的に連携する取組がみられるようになってきている。

このような取組は、農業・農村の未来を切り拓く大きな可能性を秘めているが、従来の補助事業の体系では、都道府県域を越えた取組に迅速に対応することができなくなっていることから、国が直接、事業実施主体を支援する広域連携アグリビジネスモデル支援事業（以下「アグリビジネス事業」という。）を実施することにより、競争力のある担い手を育成し、国産農畜産物の競争力強化を図るものとする。

## 第2 目 標

アグリビジネス事業は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる目標の達成に資するものとして行うものとする。

- 1 多様な消費者・実需者ニーズに応じた安定供給の確保
- 2 高品質・高付加価値農畜産物の生産の推進
- 3 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の規定により認定を受けた者をいう。）等の担い手の育成

## 第3 事業の実施方針等

### 1 事業の実施方針

アグリビジネス事業は、事業実施主体や地域が抱える問題の明確化を図り、その課題解決のために掲げる具体的な成果目標の達成に向け、地域の実情に応じつつ各種関連事業との連携の下に実施するものとする。

なお、実施に当たって、事業実施主体が設定する成果目標の内容、達成すべき成果目標の基準及び目標年度は、農林水産省総合食料局長及び農林水産省経営局長（以下「経営局長等」という。）が別に定めるところによるものとする。

### 2 事業の内容

アグリビジネス事業は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業種類、事業内容、事業実施主体、採択要件及び補助率は、別表に掲げるとおりと

する。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、経営局長等が特に必要と認める場合にあっては、別表に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

#### (1) 生産者・実需者連携事業

農業生産者と関連事業者等（取引関係を有する農業生産者が出荷した農畜産物及びその加工品を取り扱う事業者等をいう。以下同じ。）が都道府県域を越えて連携し、農業生産者が関連事業者等の求める農畜産物及びその加工品を安定供給するために必要となる施設整備等を実施する事業とする。

#### (2) 加工・流通拠点整備事業

複数の都道府県にわたる農業生産者と関連事業者等が連携し、消費者に安全・安心な食料を安定供給するため、事業協同組合等が農畜産物及びその加工品を効率よく販売又は配送するために必要となる施設整備等を実施する事業とする。

#### (3) 生産者連携事業

複数の都道府県にわたる農業生産者が連携し、高付加価値化した農畜産物及びその加工品の販売等を展開するために必要となる施設整備等を実施する事業とする。

### 3 事業費の低減

アグリビジネス事業の実施に当たっては、過剰とみられるような機械及び施設等の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

なお、経営局長等が機械及び施設等の上限額を別に定めているものについては、その額を超える部分について補助の対象外とする。

また、上限額が定められていない機械及び施設等についても、極力事業費の低減に努めるものとする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、上限額を超えて機械及び施設等を整備する必要がある場合において、地方農政局長（北海道にあっては経営局長等、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）が特に必要と認めた場合にあってはこの限りではない。

### 4 費用対効果分析

アグリビジネス事業の実施に当たっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、別に定める手法を用いて定量的な分析を行うものとする。

## 第4 事業の実施の手続

- 1 事業実施主体は事業実施計画を作成し、経営局長等が別に定めるところにより地方農政局長に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合において

は、事業実施主体は、その所在する都道府県を管轄する地方農政局長に事業実施計画を提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画の提出を受けた地方農政局長は、承認を行うに当たり、あらかじめ関係地方農政局長に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

- 3 地方農政局長等は、事業実施主体から提出された事業実施計画を審査し、その承認に当たっては、外部の有識者の意見を踏まえるとともに、関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。
- 4 経営局長等が別に定める事業実施計画の重要な変更については、1から3までに準じて行うものとする。

## 第5 推進指導等

### 1 推進指導

国は、地域の実態に即し、かつ、生産者等の自主性と創意工夫を活かしたアグリビジネス事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県、市町村等との密接な連携を図るとともに、農業団体、実需者団体等の協力を得つつ、関係部局等が一体となり、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

### 2 事業の適正な執行の確保

- (1) 国は、事業実施主体に対し、本事業の実施に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適性な推進を図るため、必要な指導及び助言を行うものとする。
- (2) 国は、事業実施主体に対し、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果、違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずるものとする。
- (3) 国は、事業実施主体に対し、本事業の効果等の検証を目的として、調査、報告又は資料の提供を求めるとともに、指導監督を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 国は、アグリビジネス事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続き及び事業実施状況について、別に定めるところにより、アグリビジネス事業の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見をアグリビジネス事業の運用に反映させるものとする。
- (5) なお、事業の実施に当たり、(1)～(3)の国が行う必要な措置等については、経営局長等が別に定めるところによるものとする。

## 第6 事業実施期間

アグリビジネス事業の個々の事業は、単年度で完了することを原則とする。

## 第7 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、成果目標の高さ、前年度までの執行状況等を総合的に判断し、アグリビジネス事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

## 第8 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、アグリビジネス事業の実施状況を、事業実施年度から目標年度までの間、経営局長等が別に定めるところにより、毎年度、地方農政局長に対し、報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合にあっては、報告を受けた地方農政局長は、関係地方農政局長に対し、報告書の写しを送付するものとする。

- 2 地方農政局長は、1の実施状況の報告を受けた場合には、その内容について検討し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

## 第9 事業の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、経営局長等が別に定めるところにより自ら評価を行い、地方農政局長に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にあっては、報告を受けた地方農政局長は、関係地方農政局長に対し、報告書の写しを送付するものとする。

- 2 地方農政局長は、1の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、関係部局で構成する検討会を開催し、点検評価を行い、その結果を公表するとともに、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して、経営局長等が別に定めるところにより改善計画を提出させるなど、適切な措置を講じるものとする。

なお、当該評価結果を経営局長等に報告するものとする。

- 3 経営局長等は、2の地方農政局長からの報告を受けた場合には、アグリビジネス事業の関係者以外の者の意見を聴取しつつ、評価結果をとりまとめ、次年度以降の適正な事業の執行を図るものとする。

- 4 国は、アグリビジネス事業の実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

## 第10 他の施策等との関連

アグリビジネス事業の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 強い農業づくりに向けた取組
- 2 水田・畑作経営所得安定対策に関する施策
- 3 男女共同参画社会の形成に関する施策
- 4 流通の総合化及び効率化を促進する取組に関する施策
- 5 環境と調和のとれた農業生産活動の促進に関する施策
- 6 耕作放棄地解消対策の推進に関する施策

## 第11 委 任

アグリビジネス事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、経営局長等が別に定めるところによるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率
<p>1 生産者・実需者連携事業</p>	<p>助成の対象は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 土地基盤整備事業</p> <p>(1) 畦畔整備</p> <p>(2) 農地保全整備</p> <p>(3) 建物用地整備</p> <p>2 施設整備事業</p> <p>(1) 農業用水施設</p> <p>(2) 高生産性農業用機械施設</p> <p>(3) 乾燥調製貯蔵施設</p> <p>(4) 農畜産物集出荷貯蔵施設</p> <p>(5) 農畜産物処理加工施設</p> <p>(6) 高品質堆肥製造施設</p> <p>(7) 未利用資源活用施設</p> <p>(8) 育苗施設</p> <p>(9) 新技術活用種苗等供給施設</p> <p>(10) 新規就農者研修施設</p> <p>(11) 地域農業管理施設</p> <p>(12) 経営高度化支援施設</p> <p>(13) (1)から(12)までの附帯施設</p> <p>3 特認事業</p> <p>1及び2に定める事業以外であって、地方農政局長が特に必要と認める事業とする。</p> <p>4 広域連携アグリビジネスモデル支援施設等整備附帯事業</p> <p>1、2及び3に定める事業の効果的かつ円滑な実施を図るため、新たなマーケットの開拓、実需者ニーズの把握及び実践的な知識・技術の習得活動等を行う事業とする。</p>	<p>次の1又は2に掲げる法人又は団体であって、関連事業者等から出資(注)を受けているもの。</p> <p>1 構成員に3戸以上の農家を含み、かつ、当該農家が議決権の過半を占める等当該法人又は団体の事業活動を実質的に支配すると認められる法人又は団体であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 認定農業者である法人又は構成員に認定農業者を含む法人であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 農事組合法人以外の農業生産法人</p> <p>イ 農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を営む法人</p> <p>(2) 特定農業団体</p> <p>2 構成員に3戸以上の農家を含まず、かつ、経営局長等が別に定める要件を満たす法人であって、次に該当するもの</p> <p>認定農業者である法人又は構成員に認定農業者を含む法人であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 農事組合法人以外の農業生産法人</p> <p>(2) 農業サービス事業体(農作業の受託を行う法人をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 特定法人(基盤強化法第4条第4項に規定する特定法人又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成17年法律第53号)の施行の</p>	<p>次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <p>1 事業内容欄の個々の施設等の受益農家戸数は、3戸以上であること。</p> <p>ただし、事業実施主体欄の2に該当する事業実施主体が整備する場合を除くものとする。</p> <p>2 経営局長等が別に定める成果目標を設定し、かつ、その目標値が達成すべき成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>3 その他経営局長等が別に定める事業の実施基準を満たしていること。</p>	<p>事業内容欄の個々の施設等の整備に要する経費の1/2以内(沖縄県にあつては2/3以内)とする。</p> <p>ただし、次に掲げる場合にあつては、1/3以内とする。</p> <p>1 事業内容欄の2の(2)のうち、農業用機械及びその附帯施設(沖縄県及び経営局長等が別に定める機械を除く。)</p> <p>2 事業実施主体欄の2の法人が行う整備</p>

		<p>際現に改正前の構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)別表第17号に掲げる特定法人貸付事業の実施により農地又は採草放牧地につき使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けていた同法第27条第3項に規定する特定法人をいう。(以下同じ。)</p>		
2 加工・流通拠点整備事業	<p>助成の対象は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 施設整備事業</p> <p>(1) 農畜産物集出荷貯蔵施設</p> <p>(2) 農畜産物処理加工施設</p> <p>(3) 育苗施設</p> <p>(4) 新技術活用種苗等供給施設</p> <p>(5) (1)から(4)までの附帯施設</p> <p>2 特認事業</p> <p>1に定める事業以外であって、地方農政局長が特に必要と認める事業とする。</p> <p>3 広域連携アグリビジネスモデル支援施設等整備附帯事業</p> <p>1及び2に定める事業の効果的かつ円滑な実施を図るため、新たなマーケットの開拓及び実践的な知識・技術の習得活動等を行う事業とする。</p>	<p>次の1又は2に掲げる法人又は団体とする。</p> <p>1 事業協同組合等(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づき設立された組合)</p> <p>2 上記1以外の者であって、食品製造業者、地域農林水産物の生産者、食品等卸売業者、食品等小売業者等が主たる構成員となっている団体又はこれに準ずる団体のうち、当該団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長が特に適当と認めるもの</p>	<p>事業実施にあたっては、次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <p>1 事業実施主体は、3者以上の農業生産者と取引を行うこと。</p> <p>2 経営局長等が別に定める成果目標を設定し、かつ、その目標値が達成すべき成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>3 その他経営局長等が別に定める事業の実施基準を満たしていること。</p>	<p>事業内容欄の個々の施設等の整備に要する経費の1/3以内とする。</p>
3 生産者連携事業	<p>助成の対象は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 土地基盤整備事業</p> <p>(1) 畦畔整備</p> <p>(2) 農地保全整備</p> <p>(3) 建物用地整備</p> <p>2 施設整備事業</p> <p>(1) 農業用水施設</p> <p>(2) 高生産性農業用機械施設</p> <p>(3) 乾燥調製貯蔵施設</p> <p>(4) 農畜産物集出荷貯蔵施設</p> <p>(5) 農畜産物処理加工施設</p> <p>(6) 高品質堆肥製造施設</p>	<p>次の1、2又は3に掲げる法人又は団体とする。</p> <p>1 構成員に3戸以上の農家を含み、かつ、当該農家が議決権の過半を占める等当該法人又は団体の事業活動を実質的に支配すると認められる法人又は団体であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 認定農業者である法人又は構成員に認定農業者を含む法人若しくは団体であって、次</p>	<p>事業実施にあたっては、次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <p>1 事業内容欄の個々の施設等の受益農家戸数は、3戸以上であること。</p> <p>ただし、事業実施主体欄の3に該当する事業実施主体が整備する場合を除くものとする。</p> <p>2 経営局長等が別に定める成果目標を設定し、か</p>	<p>事業内容欄の個々の施設等の整備に要する経費の1/2以内(沖縄県にあつては2/3以内)とする。</p> <p>ただし、次に掲げる場合にあつては、1/3以内とする。</p> <p>1 事業内容欄の2の(2)のうち、農業用機械及びその附帯施設(沖縄県及び経営局長等が別に定めるものを除く。)</p> <p>2 事業実施主体欄の3の法人が行う整備</p>

	<p>(7) 未利用資源活用施設  (8) 育苗施設  (9) 新技術活用種苗等供給施設  (10) 新規就農者研修施設  (11) 地域農業管理施設  (12) 経営高度化支援施設  (13) 産地形成促進施設  (14) 地域食材供給施設  (15) (1)から(14)までの附帯施設</p> <p>3 特認事業  1及び2に定める事業以外であって、地方農政局長が特に必要と認める事業とする。</p> <p>4 広域連携アグリビジネスモデル支援施設等整備附帯事業  1、2及び3に定める事業の効果的かつ円滑な実施を図るため、新たなマーケットの開拓、実需者ニーズの把握及び実践的な知識・技術の習得活動等を行う事業とする。</p>	<p>のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 農事組合法人  イ 農事組合法人以外の農業生産法人  ウ 農作業の受託及び農作業の共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を営む法人又は任意団体</p> <p>(2) 特定農業団体</p> <p>2 農業協同組合又は農業協同組合連合会</p> <p>3 構成員に3戸以上の農家を含まず、かつ、経営局長等が別に定める要件を満たす法人であって、次に該当するもの</p> <p>認定農業者である法人又は構成員に認定農業者を含む法人であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 農事組合法人以外の農業生産法人  (2) 農業サービス事業体  (3) 特定法人</p>	<p>つ、その目標値が達成すべき成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>3 その他経営局長等が別に定める事業の実施基準を満たしていること。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------

- (注) 1 事業実施主体が農事組合法人以外の農業生産法人の場合、関連事業者等から受け得る出資は、
- ① 当該農業生産法人が合名会社、合資会社又は合同会社の場合は、関連事業者等の数が当法人の社員の総数の1/4以下
  - ② 当該農業生産法人が株式会社の場合は、関連事業者等の有する議決権の合計が当法人の総株主の議決権の1/4以下であり、かつ、関連事業者等の有する議決権がいずれもその法人の総株主の議決権の1/10以下とする。
- また、当該農業生産法人が、農業経営改善計画（基盤強化法第12条の規定により作成する計画）に、経営改善目標達成のための措置として関連事業者等が行う取組等を明記し、市町村の認定を受ける場合には、上記の出資制限を次のとおり緩和する。
- ① 当該農業生産法人が合名会社、合資会社又は合同会社の場合は、関連事業者等の数が当法人の社員の総数の1/2未満
  - ② 当該農業生産法人が株式会社の場合は、関連事業者等の有する議決権の合計が当法人の総株主の議決権の1/2未満
- 2 事業実施主体が農業生産法人以外の法人又は団体の場合、関連事業者等から受け得る出資は、1の規定に準じるものとする。ただし、事業実施主体が特定法人の場合は、制限を設けない。